補聴器購入費助成事業　助成金請求までの流れ
（補聴器販売事業所用）

十日町市福祉課高齢者支援係

○助成金請求までの流れ

【１】 申請者から医師が作成した補聴器購入意見書（様式第２号）を受け取り、意見書に基づき、適正な補聴器を選定の上、見積書を作成し申請者へ発行する。

↓

【２】申請者より補聴器購入費助成請求書（様式第５号）を受け取る。

↓

【３】補聴器見積額から補聴器購入費助成請求書（様式第５号）に記載の助成額を差し引いた額で申請者へ補聴器を販売する。

↓

【４】補聴器購入費助成請求書（様式第３号）に必要事項を記載する。

↓

【５】補聴器購入費助成請求書（様式第３号）及び添付書類（納品書、領収書等、補聴器販売年月日及び価格を確認できる書類）を市福祉課へ提出する。
提出先
〒948-8501　十日町市千歳町３丁目３番地
十日町市福祉課高齢者支援係
本庁舎１階　⑧番窓口

↓

【５】市から助成金の交付を受ける。
※補聴器購入助成請求書（様式第３号）を市にご提出いただいてから指定口座への助成金のお振込みまでは２週間程度かかります。